

〔特集〕 公的年金をめぐる諸課題

支給開始年齢の引上げ—マクロの財政論ではなく、ミクロの分配論から考える—

稲垣 誠一(一橋大学経済研究所教授)

要旨

一般に、年金制度の財政を改善させるには、年金支給額を下げるか、保険料率を引き上げるか、支給開始年齢を引き上げるかのいずれかの選択肢に限られること、また、定年年齢と公的年金の支給開始年齢は、接続している必要があると言われている。本当にそうであろうか。筆者は、そのようには考えていない。年金財政に関してマクロ的には確かにそうであるが、ミクロ的な分配方法をより効果的な方法に変更することによって財政状況の改善は可能であり、また、就業だけでなく、企業年金等のつなぎ機能を活用すれば、接続の問題も回避できるのではないだろうか。本稿では、繰上げ減額率を数理的に等価なものとするのではなく、政策的により緩和したものとするにより、支給開始年齢の引上げが世代内のより効果的な分配をもたらすことを示すとともに、年金財政の改善にも寄与することを示す。

開始年齢を引き上げるかのいずれかの選択肢に限られること、また、定年年齢と公的年金の支給開始年齢は、接続している必要があると言われている。本当にそうであろうか。筆者は、そのようには考えていない。年金財政に関してマクロ的には確かにそうであるが、ミクロ的な分配方法をより効果的な方法に変更することによって財政状況の改善は可能であり、また、就業だけでなく、企業年金等のつなぎ機能を活用すれば、接続の問題も回避できるのではないだろうか。

本稿は、基本的に、現行制度のままでも財政の健全性が保たれること¹を前提に、支給開始年齢の引上げが、より効果的な分配方法をもたらすことを示すとともに、現行制度からの移行も容易であることを示すことを目的としている。また、本稿でいう支給開始年齢の引上げは、世代内での分配方法の変更が主たる目的であり、現行制度に内在する世代間の格差問題を縮小させようとするものではなく、逆に、その格差の拡大を生じさせるものでもない。なお、筆者の提案する標準的な支給開始年齢は75歳であり、繰上げ受給の在り方を工夫することによって、段階的な引上げではなく、直ちに実施しようとするものである。現行制度では、繰上げ受給は望ましいものではないとして、ペナルティー的な要素のある繰上げ減額率が用いられているが、この減額率の緩和が重要なポイントであり、支給開始年齢の引上げというよりは、弾力的な支給開始年齢の導入といった方がより適切な表現かもしれない。

まず、次節では、筆者の支給開始年齢引上げ提案の背景となった、「高齢者」の定義に関するいくつかの統計を示すとともに、国民皆年金が確立された頃と比べて状況が大きく変わってきていることを示す。第3節では、高齢者の所得分布について、国民

1. はじめに

社会保障・税一体改革成案が平成23年7月1日に閣議報告され、社会保障改革の具体案作りが精力的に進められている。その中でも、社会保障給付のおよそ2分の1を占める公的年金制度の改革は大きな論点であり、社会保障審議会年金部会に提出される様々な年金制度改革案が注目を集めている。とりわけ、支給開始年齢の引上げについては、大きな論争となっているが、なぜ支給開始年齢の引上げが必要であるのか、年金財政の健全化が一つの理由と考えられるが、その明確な根拠は示されていない。

一般に、年金制度の財政を改善させるには、年金支給額を下げるか、保険料率を引き上げるか、支給

生活基礎調査を再集計し²、所得の種類別にどのような特徴があるかを示す。第4節では、これらの高齢者の定義や所得分布など、多様な高齢者の生活実態を念頭に、厚生年金保険の支給開始年齢の引上げをどのように行うことが効果的であるかを示す。最終節では、結びにかえて、これまでマクロの財政論や世代間格差の問題としてしか議論されてこなかった支給開始年齢の引上げについて、同一世代内の分配論としての議論がありうることを、またその重要性について強調したい。

2. 高齢者の定義と年金の支給開始年齢

高齢者は、一般的には65歳以上³と定義されている。この定義がいつ、どのように定められたかは明確ではないが、少なくとも、わが国において国民皆年金が実現した昭和36年には、すでに定着していたようである。国民年金の支給開始年齢も、この高齢期を考慮して、制度創設当初から65歳とされた。それでは、当時より寿命が大幅に伸びた現在⁴では、一般の人々の生活実感として、高齢者をどのようにとらえているのであろうか。内閣府が平成16年に20歳以上の男女を対象に行った「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」(内閣府2004)によれば、48.7%が「およそ70歳以上」を高齢者だと思うと回答している。一方、年齢ではなく、「どのような時期からが『高齢者』『お年寄り』だと思うか」という質問に対しては、表1に示すように、「身体が自由がきかないと感じるようになった時期」が最も多く、39.8%を占めている。また、「年金を受給する

表1 高齢者と思う時期

高齢者と思う時期	構成割合 (%)
子どもが結婚したり独立した時期	0.4
仕事から引退し、現役の第一線を退いた時期	12.3
年金を受給するようになった時期	23.1
子どもなどに養われるようになった時期	10.4
身体が自由がきかないと感じるようになった時期	39.8
配偶者と死別した時期	0.5
介護が必要になった時期	12.0
その他	1.0
無回答	0.4

(出所) 年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査 (内閣府2004)

表2 介護保険の受給者(要介護・要支援)の人口に対する比率 (%)

年金階級	総数	男子	女子
65～69	2.1	2.3	1.9
70～74	4.6	4.5	4.7
75～79	10.5	8.8	11.9
80～84	22.5	16.7	26.3
85～89	40.9	28.8	46.5
90～94	60.3	47.8	64.1
95歳以上	70.9	55.6	74.6

(出所) 平成22年度介護給付費実態調査 (厚生労働省2010a)

ようになった時期」は23.1%を占めているが、年金の支給開始年齢を考える場合には参考にならないことから、この選択肢を除いて考えると、「介護が必要になった時期」12.0%、「子どもなどに養われるようになった時期」10.4%を含め、他人から何らかの手助けが必要になる時期を高齢者とする者が大半を占めている。

それでは、何歳からを高齢者とするべきであろうか。先の調査では70歳とする者が約半数であるが、他人から何らかの手助けが必要になる年齢は個人差が大きく、画一的に年齢を決めることは困難である。そこで、介護保険における要支援又は要介護の受給者の比率を性別・年齢階級別にみたものが表2 (平成22年度介護給付費実態調査, 厚生労働省2010)である。年齢が高くなるとともにこの比率は高くなっていくが、75歳くらいからこの比率が急速に高まり、75-79歳では10.5%、80-84歳では22.5%、85-89歳では40.9%となっている。もちろん、「身体が自由がきかないと感じるようになった時期」と介護保険の受給者となる時期が一致するわけではなく、個人差も大きいと考えられるが、いわゆる高齢者の標準的な年齢を決めるとすると、65歳よりもかなり高い年齢になるであろう。

公的年金の目的は、国民年金法あるいは厚生年金保険法によると、国民生活の安定を図るため、老齢、障害又は死亡について保険給付を行うとしている。老齢、すなわち高齢者に対する所得保障については、個々人ごとにその健康状態や所得の状況等を勘案して、年金を支給開始することが最も適切であろう。しかしながら、「老齢」かどうかについては主観的な概念であることから、年齢という外形的に容易に判別できる基準で、老齢年金の支給開始時期が定め

られている。現行制度では、65歳がその支給開始年齢となっている。しかしながら、現在の日本では、一般的に老齢と考えられるのは75歳くらい⁵からであり、標準的にはその年齢から年金支給を開始し、75歳前であっても、健康状態や所得の状況によって、生活の安定がそこなわれる場合には年金を支給するというのが法の趣旨にもあっているのではないであろうか。逆に、75歳を超えていても健康な高齢者も多い。いいかえると、65歳から85歳くらいまでの間の弾力的な支給開始年齢とするのがよいのではないであろうか。

しかしながら、個々人の申告によって年金の支給を開始することは、適切とは考えられない。全員が65歳からの支給を希望する結果となり、弾力的な支給開始年齢は機能しないからである。そこで、75歳を標準的な支給開始年齢とし、それ以前に受給開始を希望する者は若干減額した年金、受給開始時期を遅らせるものは若干増額した年金、現行制度でいう繰上げ支給・繰下げ支給を幅広く認める方式とすることが現実的であろう。ただし、現行の繰上げ減額率は、基本的に数理的に等価になるように設定されているが、必ずしも等価とする必要はない。等価であれば、それは固定した支給開始年齢と実質的に同じであり、弾力的な支給開始年齢とみなすことはできないからである。弾力的な支給開始年齢を採用するためには、等価なものよりもかなり緩和した減額

率を用いることが必要である。この点については第4節で具体的な方策を示し、年金財政上の問題が生じないことや公平性の問題も小さいことを併せて示したい。

3. 高齢者の所得分布

現行制度の下での高齢者の所得は、公的年金（恩給を含む。以下同じ）が大きな比重を占めているが、このような社会保障給付（公的扶養）⁶のほか、本人が仕事をして得た収入（稼働所得）、現役時代の本人の自助努力がベースとなっている財産収入や企業年金等（現役時代の自助努力）、子どもとの同居や仕送り等（私的扶養）に大別される。ただし、子どもと同居して所得を補っている場合は、仕送りとして本人の所得に計上されないため、この私的扶養を定量的に把握することは困難である。

そこで、高齢者の社会保障給付以外の所得に関し、稼働所得のみの者、財産収入や企業年金等のみの者、両方の所得がある者、いずれの所得もない者の4つの区分に分け、その対人口比率（男子）⁷をみたものが表3である。年齢が高くなるにつれ、稼働所得がある者⁸はその比率が低下し、社会保障給付以外の所得がない者の比率は上昇する。財産収入や企業年金等を受給している者の比率は、少しずつ低下するが、かなり高齢になるまで大きな低下はみられない。これは、世代によって、企業年金の普及状況が異な

表3 社会保障給付以外の所得の有無別・年齢階級別・高齢者の比率（男子）

年齢階級	総数	稼働所得のみ	企業年金等のみ	稼働所得と企業年金等	所得なし
65～69	100.0%	36.4%	13.5%	12.1%	38.1%
70～74	100.0%	22.2%	14.2%	6.2%	57.3%
75～79	100.0%	14.4%	13.8%	4.6%	67.2%
80～84	100.0%	8.9%	12.9%	3.9%	74.3%
85歳以上	100.0%	5.3%	8.6%	2.9%	83.4%

（出所）平成19年国民生活基礎調査より、筆者推計

表4 社会保障給付以外の所得の有無別・年齢階級別・平均年金額（男子、単位：万円）

年齢階級	総数	稼働所得のみ	企業年金等のみ	稼働所得と企業年金等	所得なし
65～69	172.0	131.8	223.5	185.4	187.9
70～74	176.9	146.7	205.3	183.3	180.9
75～79	184.9	144.3	220.0	197.4	185.6
80～84	169.0	129.0	183.3	188.8	170.3
85歳以上	150.5	136.8	181.2	175.4	147.4

（出所）平成19年国民生活基礎調査より、筆者推計

表5 社会保障給付以外の所得の有無別・年齢階級別・平均所得額（男子，単位：万円）

年齢階級	総数	稼働所得のみ	企業年金等のみ	稼働所得と企業年金等	所得なし
65～69	345.9	406.5	396.9	598.4	190.2
70～74	283.0	361.2	354.2	762.8	183.1
75～79	259.6	330.5	357.8	801.2	187.2
80～84	233.5	428.8	322.4	650.9	172.6
85歳以上	204.9	644.0	306.1	757.1	148.4

（出所）平成19年国民生活基礎調査より，筆者推計

ることも影響していると考えられる。

次に，それぞれの所得の有無別に，平均の年金所得を見たものが表4である。稼働所得のみの者の平均年金額は低く，企業年金等のみの者の平均年金額は高い。高齢になっても，稼働所得がある者は，現役時代に第1号被保険者（国民年金）であったものが多いと考えられ，そのため，平均年金額が低くなっていると考えられる。自営業者等は，サラリーマンと違い定年がないことから，高齢になっても働くケースがかなりあり，国民年金の給付水準や支給開始年齢の設定の際に考慮された点が，このように統計データとなって表れている。

一方，企業年金等のみの者は，平均年金額が所得のない者と比べて高くなっている。このグループは，かつて大企業に勤めていて，現役世代の平均所得が高く，また，退職金や企業年金が充実している者が多いと考えられ，会社からの企業年金や退職金に加えて，相対的に高い公的年金を受給しているためと考えられる。

最後に，この所得の有無区分別に，平均の所得額を見たものが表5である。社会保障給付以外に所得がない者の平均所得は低く，その他の所得のある者はいずれも高くなっており，その他の所得の有無によって，高齢者の所得の格差は大きなものとなっている。特に，企業年金等のみの者は，現時点では収入を伴う仕事をしていないが，現役時代の蓄えや企業年金が彼らの所得に大きく寄与していることがわかる。

現在の65歳以上の世代は，いわゆる高度成長期に現役であった者であり，昨今問題となっている非正規就業による国民年金加入者（第1号被保険者）は少なく，公的年金額は低くても自営業者等として高齢になっても就業を続けているか，厚生年金の受給者として，就業しなくても生活ができるくらいの水

準の年金を受給しているケースが多いことを表している。しかしながら，現在の現役世代の第1号被保険者は，かつての自営業者や農業者等が太宗を占めていた頃とは大きく異なり，非正規就業や無業者等が過半を占めているなど，大きく事情が変わってきていることに留意が必要である。これらの者が65歳を超えて就業機会を確保することは容易ではなく，公的年金も基礎年金のみ⁹に限られるからである。

4. 年金の支給開始年齢の引上げ

前章でみたように，65歳を超えて支給開始年齢の引上げを行う場合，企業年金等による所得が期待できない中小企業のサラリーマンや非正規就業者等は，就業機会が確保されない限り，極めて厳しい状況になることが想定される。また，健康状態によっては，就業機会が確保されたとしても働くことができないこともありうると考えられる。

現在の年金制度は，支給開始年齢は65歳（本則）であり，繰下げにより支給を遅らせると1か月について0.7%増額される仕組みとなっている。したがって，支給開始年齢を5年遅らせ70歳とすると，42%増額されること¹⁰となる。この増額率は，金利と平均余命を考慮して基本的に等価となるように設定されているため，支給開始年齢による損得はないものと説明されている。

しかしながら，長生きをする者にとっては，一般的に，支給開始を遅らせ増額された年金を受給する方が有利である。仮に，利息をゼロとし，82歳以上長生きすると仮定すると，70歳から受給した方が有利となる。65歳から17年間標準的な年金を受け取るよりも，70歳から12年間42%増の年金を受け取った方が有利だからである。平成22年の簡易生命表によれば，65歳の平均余命は，男子18.86年（83.86歳），女子23.89年（86.89歳）であり，男子であっても平

均的には82歳を超えて生存することから、繰下げ受給が有利である。ただし、このような事実があまり知られていないこともあり、現時点では繰下げを選択する者は少数にとどまっている。

では、人々が経済合理的な行動を選択し、このような繰下げ受給が増加したらどのようなことが起きるであろうか。まず、繰下げが選択できる者は、就業機会がある者か企業年金等を受給できる者に限られる。公的年金しか収入の当てがない者は65歳から年金を受給せざるを得ない。前者は、同じ世代の間で比べると、比較的裕福であり、また、就業を続けられる者には健康状態が良い者¹¹が多いと考えられる。すなわち、この繰下げの仕組みを通して、裕福な者はより裕福に、貧しい者はより貧しくなることが懸念される。さらに、前者と後者の間に平均余命の違い¹²があるとすると、生涯の年金受給額はさらに大きな差となる。長生きリスクに対する相互扶助の制度とはいえ、結果的に、所得の低い者から高い者への所得移転がより拡大することとなる。

そこで、筆者は、この繰下げの増額率を引き下げることが提案したい。具体的には、増額率を1か月あたり0.4%とし、85歳まで繰り下げて受給できること（最大96%増）とする。これは、現時点でも高齢者の就業率（80歳代前半でも、稼働所得がある者（男子）は1割を超えている）は高く、就業意欲のある高齢者が多いからである。すなわち、支給開始年齢を65歳～85歳の間で弾力的に選択できることとし、稼働所得のある人などは、できる限り年金の支給開始を遅らせていただくという趣旨である。

しかしながら、繰下げ増額率を引き下げると、損益分岐点が大きく変動することになる。仮に75歳支給開始を選択した場合は、利息がゼロとしても、95歳くらいまで長生きしないと元が取れないこととなる。その結果、ほとんどの者が65歳支給開始を選択し、現行制度とまったく変わらない、いいかえると全く効果がないという事態も想定される。こうした事態を避けるためには、社会保障給付以外の所得がある者については、支給開始年齢を遅らせるようなインセンティブ（あるいは、早期受給に対するディスインセンティブ）を与える仕組みが必要となる。具体的には、①社会保障給付以外の所得がある者に対する年金課税の強化、②標準的な支給開始年齢を

75歳に引き上げる、③遺族厚生年金をすべて2分2乗方式とし、年金受給者が死亡したときの遺族年金¹³は、本来額ではなく実際に受給している年金額をベースに算定する、④つなぎ機能のある企業年金等に終身年金並みの税制上の優遇措置を付与して普及を促進するという方法が考えられる。①は早期受給に対するディスインセンティブ、②はアナウンスメント効果、③と④は支給開始を遅らせるためのインセンティブである。

この結果、厚生年金の標準的な支給開始年齢は75歳に引き上げられるが、社会保障給付以外に所得のない者が65歳に繰り上げて年金を受給したとしても、老齢厚生年金の水準は現行制度と変わりがないことになる。一方、企業年金等がある者が65歳に繰り上げて年金を受給すると課税によって実質的に年金額が引き下げられることとなる。すなわち、支給開始年齢の引上げ（実質的には、繰下げ増額率の引下げ）によって、同一世代内の分配方法を変更しようとしているわけである。

もちろん、この改正によって、支給開始年齢を遅らせる者が増加すれば、その分財政状況は自動的に改善することとなる。したがって、高齢者雇用の拡大や企業年金の普及などによって、そうした方向に誘導していくことは、年金財政の面からも重要である。ただし、仮にすべての者が65歳からの受給を選択しても、財政状況が現行制度よりも悪化することはない。平成21年に行われた財政検証（厚生労働省2010b）が正しいとする限りにおいては、財政上の問題は生じない。支給開始年齢の単純な引上げは、定年延長やつなぎの企業年金の普及などが伴わない限り、老後の所得保障として不十分である。定年延長が現実的でない以上、支給開始年齢の引上げは、本稿で述べたように、繰上げ減額率の緩和とセットで実施する必要がある。

5. 結びにかえて

本稿では、高齢期の状況の個人差が大きい現状にかんがみ、大半の者が老齢と意識する75歳を公的年金の標準的な支給開始年齢とするが、65歳から85歳までの間は、個々人のニーズに応じて、減額もしくは増額された年金を受給できるようにする仕組みを提案した。この減額率または増額率は数理的に等価

なものではなく、それよりも低い率を用いることとしている。その結果、厚生老齢年金についてはこの低い繰上げ減額率により、現行制度の水準が保障されること、また、長寿の者の逆選択があったとしても、生涯の年金給付総額に必要以上の大きな格差が生じないことを示した。65歳支給開始の場合の年金額を現行制度並みに保障することから、定年年齢と支給開始年齢のギャップは問題にはならない。一方、企業年金等があり、支給開始時期を遅らせても生活できる者は、65歳支給開始を選択することがないよう、いくつかのインセンティブやディスインセンティブを合わせて提案した。

マクロの財政面では、すべての者が65歳支給開始を選択した場合に現行制度と基本的に同等であり、現行制度が持続可能であれば、筆者の提案も持続可能である。むしろ、標準的な75歳支給開始を選択する者が増えるほど、財政状況は改善すること¹⁴となる。

なお、基礎年金については、本稿では触れなかったが、稲垣（2011）で指摘しているように、税方式と社会保険方式の折衷的な方式ではなく、75歳以上を税方式の基礎年金に、75歳未満を国庫負担なしの社会保険方式（あるいは民営化）の基礎年金に組み替える方法が望ましいと考えている。

わが国は、高齢化の進行が著しい。長期的には65歳以上の高齢者が40%を超えると推計されている。高齢化率が30%前後でとどまることが推計されている欧米諸国と比較し、きわめて厳しい状況にある。これまでの年金制度の常識や先入観を排して、思い切った改革が求められている。「老齢」に対する意識も大きく変化してきている。財政再計算とか財政検証といったマクロの財政論に偏った議論ではなく、ミクロの分配論の面を含め、エビデンスに基づいた改革論議をしていくべきではないだろうか。本稿で述べたように、支給開始年齢の引上げは、三択の財政問題の一つとしてとらえるのではなく、世代内での分配面からも検討していくべきではないだろうか。

〈注〉

¹ 平成21年の財政検証（厚生労働省2010b）では、超長期的に（100年間）年金財政の健全性が保たれることが確認されている。デフレ経済からの回復は遅れているが、出生

率は反転している。財政検証が正しく行われていたとすれば、わずか2年の間に、この結果を否定するような事情の変化があったとは考えにくい。

² 厚生労働科学研究費補助金を受けて行う「ダイナミック・マイクロシミュレーションモデルによる所得保障施策の評価・分析に関する研究」の一環として、その使用が認められた国民生活基礎調査の調査票（2010年9月7日付厚生労働省発統0907第7号）を再集計して得たものである。

³ 国際比較を行う場合、60歳以上を高齢者としている場合もある。

⁴ 日本人の65歳の平均余命（男女平均）は、昭和36年13.0年、平成22年21.4年であり、この50年間に8.4年延びた。また、75歳の平均余命は、それぞれ、7.2年、13.5年であり、平成22年の75歳の平均余命が昭和36年の65歳の平均余命にほぼ等しい。

⁵ 「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」では70歳くらいから高齢者と考える者が多いが、他人から何らかの手助けが必要という観点で、平均余命や介護保険の受給者の状況を勘案すると、75歳くらいがより実態に合っていると考えられる。

⁶ 公的年金のほかには、雇用保険による給付などがあるが、社会保障給付（現金給付）の太宗は公的年金である。

⁷ この世代の女子は、専業主婦が多く、年金権も十分に確立されていないことから、男子に限定して所得分布を集計した。

⁸ 公的年金の受給が、高齢者の就業行動等に影響を与えることに留意が必要である。

⁹ 免除期間や未納期間（納付猶予を受け、追納をしなかった場合を含む）がある場合は、満額の基礎年金よりもかなり低い額となる。

¹⁰ 増額率の上限は42%であり、5年を超えて支給開始を遅らせても、増額率は42%である。

¹¹ たとえば、厚生年金の受給者は、日本人全体と比べて長生きである。実際、平成21年の財政検証に用いられた老齢年金失権率（死亡率に相当、平成16～18年度の平均）から65歳の平均余命を計算すると、男子19.8年、女子25.2年であり、同時期（平成16～18年）の日本人全体の平均余命（男子18.3年、女子23.3年）よりも1年以上長い。

¹² 一般に、所得の高い方が健康意識の高いことが想定され、貧富の差なく平等な医療が受けられたとしても、所得の低い人に比べて長生きする可能性が高いことは十分に予想される。厚生年金の失権者（死亡者）と受給者（生存者）の平均年金額を同一年齢で比較すれば容易に検証可能であるが、そのようなデータは公表されていない。また、駒村（2007）は、基礎年金の繰上げ受給に関し、逆選択が生じている可能性があると指摘している。

¹³ 被保険者（年金受給待機者を含む）が死亡したときの遺族年金は、本来額（75歳支給開始）が現在のおよそ1.5倍の水準になることから、2分2乗方式としても、現行制度（4分の3）とほぼ同額である。

¹⁴ 遺族厚生年金の見直しも、財政状況の改善に寄与すると考えられる。

〈参考文献〉

稲垣誠一（2011）「公的年金・私的年金の役割分担の再検討：三層型からリレー型へ」『日本年金学会誌』第30号，pp.134-142。

厚生労働省（2010a）『平成22年度介護給付費実態調査の概況』厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課，〈<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/kyufu/10/index.html>〉（アクセス日：2011年11月21日）。

厚生労働省（2010b）『平成21年財政検証結果レポート—「国

民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）—』厚生労働省年金局数理課。

駒村康平（2007）「所得保障制度のパラメーターに関する分析—国民年金の繰上げ受給に関する実証分析を中心に—」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』No.87，pp.119-139。

内閣府（2004）『年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査結果の概要』内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付少子・高齢化対策担当，〈http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h15_kenkyu/g4.pdf〉（アクセス日：2011年11月21日）。